

札幌市産科受診等支援事業について

妊娠している可能性が高い方で、妊娠判定（妊娠の確定診断）のために産科等医療機関を受診することが難しい方を支援する制度です。

- 産科等医療機関の受診に、保健師または助産師等が付き添います。
- 妊娠判定に必要な費用を助成します（助成上限額5,000円、1回限り）
※助成上限額を超えた分は、自己負担となります。

<対象者>

札幌市に住民票があり、妊娠している可能性が高い方で、以下の①・②の両方に当てはまる方が対象となります。ただし、生活保護受給中の方は対象となりません。

- ① 今回の妊娠について、医療機関による妊娠判定を受けていない。
- ② 経済的な問題や、その他のご事情により、ご自身で産科等医療機関を受診することが難しい。

<支援の内容・流れ>

- (1) 保健師等からの説明を受けて、「妊娠検査薬利用書」に記入します。
- (2) 保健師等による妊娠検査薬での検査を受けます。
(お手洗いで、妊娠検査薬を使用し、保健師等が結果を判定します。)
※ 自分で妊娠検査薬での検査をした方にも、受けていただく必要があります
- (3) 検査結果が陽性の場合、「申請書兼情報提供同意書」に記入します。
- (4) 受診する医療機関と日にち・時間について詳しく相談します。
- (5) 保健師等と一緒に医療機関を受診します。
※ 受診のためにタクシーを利用する場合は、自己負担になります。
- (6) 医療機関で、妊娠判定に必要な診察や検査を受けて、保健師等と一緒に結果の説明を聞きます。
- (7) 妊娠していると判定された場合は、区保健センターに妊娠の届出をし、母子健康手帳と、妊婦一般健康診査等受診票等の交付を受けます。

<注意事項>

- ・ 18歳未満の場合は、申請時に保護者の同意が必要になります。
- ・ ご本人の身体的状況や心理面・社会的環境・経済面などの状況を、医療機関の受診に必要な範囲で関係機関に情報提供し、連携して支援させていただきます。
- ・ 札幌市及び関係機関が、医療機関に受診結果について確認させていただきます。



さんかじゅしんとうしえんじぎょう 札幌市産科受診等支援事業の流れ

(1) 「妊娠検査薬利用書」を書きます



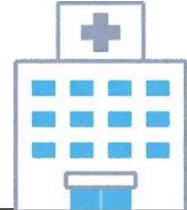
(2) 区保健センターで、妊娠検査薬の検査をします。
※自分で検査をした人も、区保健センターで検査をします。



(3) 検査の結果が陽性のとき、
・「申請書兼情報提供同意書」を書きます
・どこの医療機関に行くか、保健師や助産師と相談します。



(4) 保健師や助産師と一緒に医療機関に行きます。(原則申請から1か月以内)
※ 受診するためにタクシーを利用する場合は、費用は自分で払います。
・妊娠判定に必要な診察や検査を受けます。
・保健師や助産師と一緒に説明を聞きます。



(5) 妊娠していたときは、医師から妊娠届の用紙をもらいます。
妊娠判定料5,000円は、助成が受けられます。
助成分よりもお金がかかった場合は、支払いが必要です。



(6) 保健センターに妊娠届を出します。

・母子健康手帳と、妊婦一般健康診査等受診票等をもらいます。

